

る、殊にその暮色は天下一品だと云はれたが時間の都合で早く引上げたのは遺憾であつた。

その夜、南部に向ひ、一足飛びに塀東に赴いた。塀東は最南部と云ふ譯ではないが鐵道の終點より二三驛手前であり、亞熱帯に屬するから臺北などとは比較にならぬ程暑い、此處へ來たのは臺灣で一番大きい臺灣製糖會社の工場を見るのが目的であつた、で早速工場に赴き出張所長の筧さんに案内されて場内を隈なく參觀したが、折悪しく製糖の時期ではなく、アルコールの製造を見たゞけで物足りなかつた、兎も角全島で十三會社、四十五工場、年産高八百

## 路 政 雜 感

産業立國を標榜する現内閣の施政として、我が路政の進展を策することは當然であるが、如何なる手段に依つて其

十二萬擔中、六十萬擔、即ち一割三分強は此處で出来るのだから如何に大工場であるか判る。更に臺灣製糖一つの會社について見るに全島十工場、年産二百六萬擔、と云ふのだから大したものだ、その上砂糖黍栽培地五萬餘丁歩を所有すると聞いては驚かざるを得ぬ、がそれよりもその五萬丁歩の耕地が殆んどロハで拂下げられたものだと言いたらこのセチ辛ひ世の中で腰を抜かすものが出るだらう。この一例で我れも我れもと利權亡者が臺灣目掛けて蟻の如くに集まる理由も判つたであらう。いくら砂糖會社のことを書いたつて儲からんからこの位で止める。(未完)

## 田 中 生

の實現を期するのであらうかとは吾人の重視した所であつた、近時新聞紙の報道する所に依ると可なり大きな計畫を

樹立したようである。案の内容は例の官僚式で極秘に附せられてゐるが、原内閣時代に樹立された所謂三十年計畫の道路改良案を更に改定して産業立國の實を挙げむとするものゝ如くである。

原内閣當時の案は大正九年度以降三十年に亘つて、軍事國道七十里を改良し、普通國道二千里と、特殊の事由ある府縣道四百里と、六大都市内の街路を改良せしめて、國庫は之に對して補助する計畫であつたことは、屢々報道され原内閣の一大業績に數へられたことは未だ吾人の耳底に残つてゐる、併しながら日一日と變異展開する交通を對象として三十年先のことを斷定するのは、餘りに悠長過ぎる嫌があつて、折角の良案も爲に甚だ效能の薄い感があつた、然るに樹策後三年を出ない間に其の計畫も亦縮少されて當初の目的は殆んど雲煙化の状態に置かれてあるのを、今回には全く之を改定し、所謂十箇年繼續案を定めて前計畫に屬してゐる軍事國道中三十里を改修し、最も改良の急を告げつゝある普通國道六百里を改修することを主とし、從來補

助して來た所謂特殊府縣道改良案は之を捨て、地方産業開發の爲に自動車の通行する府縣道改良助勢の目的で、別に産業道路改修費豫算を創設し産業の進展に資せむことを期し、此外從來六大都市街路の改良に對して補助したものを、憲政會内閣時代に於て大正十四年度以降の新規事業に對する補助を一先づ打切つたが、此度は六大都市と言はず、苟も都市計畫法を施行してゐる都市内の國道府縣道の改良に對して補助せむとするのが、改定案の骨子であると傳へられてゐる。

從來の計畫は財政の關係からして随分割減されたが、夫れでも相當の成績を挙げ、既に完成した國道府縣道二十七里に達し目下工事中に屬するもの七十一里を算する、併しながら昨年と本年度に於ては一箇年十萬圓の範圍に於て十箇所の改良に補助してゐる狀況で、補助の實は少しも擧つてゐない、唯だ數年間に亘つて補助が貰へると言ふことを的に僅に工事を計畫し實行してゐる有様で、年額と箇所の制限に依つて自動車交通の要求する道路の改良には及んで

るない、武藤内務政務次官が本誌前月號に於て憲政會内閣は道路に關して無策であつたと評してゐるのは、蓋し當らずと雖も遠からずである。之を改めて大に民生の爲に利用厚生の方途を策するのが現内閣の主張に合致するものと考へたのであらう。

由來國道の改良に對して政府が冷淡に地方の施設に委ね、道路の改良は地方的の事務であると觀てゐたのが大きな間違であつた、國內交通幹線として國道制度を採用した以上は、府縣道の費用を府縣が負擔し、市町村道の費用を市町村が負擔してゐるのに對應して國道の費用は當然に國家が負擔すべきである、唯國家財政の都合上此理想を容るゝ餘地が無い爲己むなく、府縣の負擔たらしめた例外的事象を基礎として、國家が國道を改善し交通の利便を圖るべき義務を永久に府縣に轉化すべきでない、従つて財政が許すべくば當然の事理に立戻つて國道國費支辨に改正するのが至當である、此意味からして今回の豫算に於ても河川や港灣の工事を國家が直轄施行すると同様に、政府直轄道路

工事豫算のあるべきは當然であるに不拘、尙舊時の補助政策に依つて國道の改良を期せむとしてゐるのは、餘りに情勢的な計畫で吾人の頗る遺憾とする所である。

産業道路改良の助勢、産業に關係のない道路は固より有るべき筋で無い従つて産業道路と謂ふ言葉は餘りに當然のことを言つたものと言ふべきであるが、道路の内で最も産業に重大な關係ある府縣道を改修する意味を示すものとすれば強ち咎むべきで無い、原内閣時代の道路政策に於ては軍事上必要な府縣道の改良を主としたのに對し、今回の改定は軍事を從とし産業を主とした點に於て、隨に從來の道路政策に一新機轉を開いたもので、其の特色を認めねばならぬ。

産業道路、夫れは如何な府縣道路線を選択すべきであるか、其の選擇如何は直に地方的の利害を伴ひ、夫れが又政黨の消長に影響して、府縣道路線の認定以上に八ヶ間敷の問題と爲るであらう、併し當局の説明に依ると、夫れは數年前既に選擇されてあつて、唯た其の路線の中から十箇年

間に改良するの急に迫つてゐる、千五百里を選定すれば可  
いとのことである、曩年行はれた行政整理に方つて府縣道  
行政に對する監督を簡易ならしむる爲に、重要な府縣道と  
然らざる府縣道とを區別し、前者を特別監督に服せしめた、  
其の路線が所謂産業道路に該當するのである、之を選択す  
るのには港灣や鐵道又は鐵道豫定線等との連絡關係を調  
へ、交通幹線たる國道を骨子として、府縣の境堺に拘泥せ  
ず、道路の現狀に捉はれず全國交通網を組立つる大目的の  
下に選定された、従つて政治關係を度外視し全く事務的に  
決定されてゐるのであつて、理想的のものであるから、之  
を今回の豫算に關連せしめて無暗に變更又は改廢すべきで  
ないことは言を俟たない、併しながら利權ありとすれば蟻  
の甘きに寄るやうな、所謂現在政黨の爲に悪用さるゝやう  
になれば或は折角の計畫も之を立てないに如かないかも知  
らない、唯だ吾人は鐵道豫定線の決定に方つて醜い運動や  
らが行はれ、夫れに依つて不合理の路線が決定された往時  
の惡政に想到して、之に痛心するのである。

六大都市街路の改良に對する特別補助を廢止せむとする  
改定案に就ては、隨分議論があるやうである、六大都市側  
の言ふ所に依ると、原内閣時代の改良計畫に於ては、街路改  
良費二億七千萬圓と見積つて、之に對し國庫は工費三分一  
を補助するものとして九千萬圓を計上し、吾々に對し街路  
を改良すれば補助すると言つて獎勵したものである、吾々  
は其の獎勵に應じて街路の改良を計畫し國庫補助を唯一の  
財源として工事を執行し來つたのであるが、大正十二年度  
頃からは豫定の補助金を交付しないのみならず、憲政會内  
閣時代に於ては大正十四年度迄の支出額に對して補助する  
が、其の以降に於ては全然補助しないことを聲明するに至  
つた、然るに一面市會に於ては原内閣時代の聲明を信用し  
て改良豫算を要求し、補助金以外の財源は之を課税やら受  
益者負擔金に求めて、之を徵收し既に工事を執行した今日  
に於て、政府から交付する補助だけを廢止するに至つたな  
らば、吾々は政府の補助を口實に市會を購着した譏を受け  
當局として立場を失ふに至るのであつて、之が復活を要求

するのは現内閣は原内閣と同一の政友會内閣であるが故に其の聲明の履行を要求するの當然性を有するのであると言つてゐる。

政府側の言ふ所は、假令原内閣時代に於て街路改良を獎勵する爲に補助することを聲明したにしても、時代の推移に依つて其の聲明を變更するのは當然であつて、一度聲明したことは四圍の事情が變つてゐても、尙之を墨守せねばならぬといふ理由は無い、宜敷時代に適應した施設を爲すべきである、國産品の使用を獎勵する爲に補助をすると言つたつて、獎勵の目的を達した以後に於ても尙補助せなければならぬ義務のあるべき筋合では無い、六大都市民がいかに無理解であるにしても、道路の改良が自分の利益と爲ること位は理解した筈である、自分が主として利用する街路の改良は市自身之を行ふべきもので其の位の責任觀は當然あるべきであつて、今は政府が補助する時代で無い、補助の廢止に依つて市當局が市會に立場を失ふことも考へなければならぬが、元來補助に就て數年間の契約をした譯で

無い、殊に大正十五年度以降の事業に關する補助廢止は夙に聲明したに不拘、今迄之を市會に祕して計畫を變更しなかつた怠慢に歸するのであつて、其の責は市當局が當然に負擔すべきであると言つてゐる。

双方の言ふ所に各相當の理由があるにしても、先づ六大都市の街路改良に對し國庫が補助するの必要があるかの問題を解決せなければならぬ、固より六大都市は我國主要都市であるに違ひ無い、従つて是等都市交通の良否は我國商工業の隆替に關係があるか、又反面に於て夫れだけ其の市は財力を有するものと觀なければならぬ、市の街路を維持改良するのは其の市民の責任であつて、是れ迄政府が之に對し補助したのは、畢竟市民の道路改良に對する自覺を促す爲の手段であつたのであつて、今日のやうに國民皆道路改良の必要を痛感するやうに爲つたときに、比較的智識階級者の集合する六大都市に、尙市民の自覺を喚起する爲に補助せなければならぬと言ふのは、一つの矛盾ではあるまいか、若し事業獎勵の爲に六大都市に補助するものとす

れば寧ろ夫れ以下の都市に補助するのが適當である、併しながら夫れを實行するには少くとも工費十億圓を要し、到底政府財力の耐ふる所では無からう、之に鑑みて政府が都市内國道府縣道の改良に對し補助することに方針を變更せんとするのは最も相當な考と評して可い。

○ ○

六大都市道路の問題に關連して尙一つの問題が起つてゐる、夫れは現在六大都市内國道府縣道が市長の管理に爲つてゐるのを、府縣知事の管理に移せと言ふ問題である、主張者の言ふ所に依れば、國道府縣道の性質からして交通の大動脈たるべきものを市内に限つて特別管理に附することは、道路行政を統一する上に著しい支障を來し、府縣知事が郊外道路を改良しても市内に於て其の連絡を缺き、維持管理の上に於ても不經濟な經營を餘儀なくせなければならんから、現行法令を改め都市内國道府縣道も内務大臣の認可を経て府縣知事が管理する途を設けよと言ふのである。

元來此特別制度を設けたのは、道路法施行前に於て國道府縣道の管理者である府縣知事が、是等道路が市内に存在することに依つて即ち街路として築造維持せなければならんに不拘、府縣會に於ては府縣豫算の分配上山間部との權衡を顧慮して審議しなければならん惱があつた、従つて街路としての施設を爲さない、故に他の市道との權衡を失すと言ふので遂に市長をして管理せしめてゐたのと、都市計畫の見地から都市内施設を統一して經營するの必要からして現制度を採用するに至つたのである、言はば道路法施行前に府縣知事が爲すべき當然のことを爲さなかつた爲に此制度が生れ、夫れが亦都市經營上適當視せられた結果である、成る程、府縣知事が郊外道路を築造しても之に連絡する都市内道路が不完全であれば、郊外道路改良の効果を擧ぐる事が出来ない、之と反對に市長が郊外に連絡する道路を改良しても、府縣知事が市域内道路を改良しなないときは同一の結果を招くのである、此點からすると主張者の言に従つて一管理者に統一せしむるのが理想である、併し

ながら是等の統一を圖することは強て法規を改正せずとも市長府縣知事の意思の疏通に依つて出来ることである、法律論に立脚して考へてみても、市長が郊外道路に連絡する街路を改良する必要あるに不拘、尙之を爲さない場合に於ては、監督官廳である府縣知事は之を命令することも出来る、市會が之に關する豫算を議決しない場合は之を強制する方法も認められてゐる、又都市計畫事業として國道の改良事業を敢行する場合は、府縣知事は委員として之に參與することが出来るの外、此種事業を自ら執行するの途もある、従つて道路法規改正の意見は實行論を度外視して形式的理由に依つて立てられた書生論と言ふべきであらう、之等は管理者たる市長に改良を慫慂するだけの餘裕も無く、之を法規に依つて強制するだけの勇氣と決心の無い所謂借虎威式の卑屈なる意見と評せざるを得ないのである、若し眞に連絡街路の改良に盡す確心さへあれば法規の改正を叫ぶべき前に採るべき方法が多々ある。

路政問題頗る重要視せられ這般開かれた地方長官會議に於ても鈴木内相は、地方の振興産業の發展に資する爲には交通機關の整備を必要とすることを力説し、近年發達の著しい自動車の交通に適應せしむる爲に國道と、地方開發上重要な地位を占むる府縣道とを改良するに力むべきを訓示し、政府に於ても亦是等事業の助勢に關しては相當考慮すべきを訓示してゐる、之を約言すれば政府は道路改良事業に補助するから大々的に之を實行せよと言ふことに爲る、積極政策を採る現内閣としては當然であると言ふものゝ、思ひ切つた訓示である、此訓示に接した地方長官は歸廳早々計畫に着手するであらう、之が爲に年末の地方議會は道路問題で花が咲くであらう、コゝ考へて見ると、前内閣の方針を遵奉して既に定まつてゐた道路改良計畫を、無暗に削減し繰延べを斷行した地方長官の胸中——腦裡は如何なる衝動を起したであらうか、當時吾人は繰延べ削減の

否なることをり説したに不拘、敢て其の否を斷行した者が一歳を経過した今日、更に之を改定して地方議會に問はむとするに先ち、其の不明を府縣民に謝罪するの必要を感じるのである。

道路の改良を策せと言ふことは、無暗に尨大な計畫を樹立することでは無い、其の必要なる所に之を策せと言ふのである、管内に於ける道路交通上必要なものの中から適當なるものを選び最も緊急な部分から順次着工すべく、其の規格に關する計畫も道路の現状に捉はるゝこと無く將來を洞察して、何人が觀ても以て適當とするものたるは言を俟た無い、洋風を模倣して徒に華美を誇り所謂實用的ならざる工法を採用するが如き、或は又忌むべき地方黨勢等に迎合するが爲に改良路線を選択し、或は又緩急の順序を亂すやうなことあらば、吾人積年の主張は却つて縣民を荼毒し縣財政を紊亂せしむることゝ爲るのである、吾人が切に希望する所は實際の交通状態に立脚して眞に産業の進展に重要な効果あるものを改良することである、何が故に此こと

を希望するかと言はば、必ずや來るべき時機に於ては、現時の地方長官が樹立せむとする道路改良策を、削減繰延べせむことを強要せらるべきときの到來を豫想するからである、若し此時に方つて時の長官が之を繰延べ削減しても、地方議會が之を承認し地方民も亦夫れに對して苦情を言はぬやうなものは、政府が所謂産業上必要な道路と言ふことが出來ぬからである、縣民が改良を要求し地方長官が其の必要を認めてゐても、財政を緊縮すべき訓令の爲に立案することの出來なかつた道路を、眞先に改良するのが善政であり、今回内務大臣訓令の趣旨も亦此所にあるのである、故に今回の訓令は禁止解除的のものであつて、殊更に道路改良策を樹立せよと言ふのでは無い。

○ ○

鐵道大臣も亦地方長官に訓示して、交通機關の改良を圖るの急務であることを説いてゐるが、地方鐵道及軌道と自動車との關係に就て特に訓示し、鐵道軌道の出題に對して



は、慎重に比較審議し其の事業を爲すよりは自動車の利用を經濟上有利とし公衆の便益と爲るべきものは、其の旨を指導せよと言ひ、地方開發の爲に地方鐵道に對し補助して其の發達を助勢してゐるのに、乗合自動車が既設の地方鐵道やら軌道の經營を困難ならしめてゐることを遺憾とし、自動車營業の許可に方つては特に慎重に調査した上で處分すべきやう指示してゐる。

鐵道軌道經營者の陳情に胚胎して此訓令を出すに至つたのであらうが、餘りに現時に於ける道路交通に自覺の無いのに驚くのである。鐵道を敷設するよりは自動車交通で十分であると言つて鐵道敷設の申請書を進達しても、勝手に其の鐵道を免許してゐる鐵道大臣が、特に其のことを吾々に訓令するのは間違で、遠の昔に其のことは當方から言つてあると言つた地方長官もあつたが、夫れは別として、補助した地方鐵道に影響ある乗合自動車の許可に就ては慎重に調査せよとは何を言つてゐるのであらうか、夫れ等の乗合自動車を許すことは政府の補助政策と矛盾するから許

可すべからずと訓示したのか其の眞意を酌むに苦しむのである、併しながら乗合自動車に壓倒されてゐるやうな地方鐵道に併も尙政府が補助してゐるのが間違である、何か故に乗合自動車は鐵道を凌駕するかと云ふことを考へてみると、乗合自動車は鐵道よりは便利であるから公衆が其の方を利用するのであつて、公衆の最も多く利用する交通機關を發達助勢せしむるのが交通政策の大眼目である、従つて矛盾を除却する方針に依る訓示であるとなれば、自ら地方鐵道の補助を廢止するのが當然である、既設の鐵道であるの故を以て公衆の利益を犠牲にして鐵道を保護する必要は毫末も存せないのである、這般の地方長官會議に於ては蒸し暑い折柄、毎年同じことを聞いたり聞かされたりするのを廢して、一切發言しない事の申合せをした爲に、此矛盾を包藏する鐵相の訓示に一矢を酬ひる者の無かつたことは、鐵相ではないが私に遺憾とする所である。

之と同一の見解を持つるのであらうか、鐵道同志會からも自動車營業取締制度改正に關する意見を内務大臣に提出

したそうである、其の陳情する所に依ると、自動車營業を鐵道軌道同様に特許事業とすること、自動車營業出願路線に接近並行して既免許の鐵道軌道あるときは、其の出願處分の方つて鐵道軌道の經營者及道路管理者の意見を徴し鐵道軌道の利益を侵害すること無き様處分されたきこと、現在軌道業者が負擔してゐる道路維持修繕費を乗合自動車營業者に負擔せしめ負擔の均等を期し、負擔能力の缺乏せる者に對しては免許せざること、鐵道軌道經營者が其の鐵道軌道に接近並行する道路に於て乗合自動車營業を出願したときは之に免許すること、乗合自動車運賃に對しては鐵道軌道と同一に認可主義を採れと言ふのである。

此陳情は一々吾人の賛成する所では無いが、鐵相の訓示よりは徹底してゐる、兎に角乗合自動車問題を此儘に打捨て置くべき限りでないから、政府が産業道路改良策を樹立すると同時に此問題を解決するの極めて重要なことを述べ置く。

X X X X

## 踏切問題嚴達

### 鐵道敷設計畫に注意せよ

鐵道と道路との平面交叉、隨分古い問題である、鐵道の交通價值が道路の夫れに勝つてゐるものと心得てゐた時代に既に過ぎ去つた、併し鐵道技術家の頭はまた夫れに感附いてゐない、各所へ道路を無視した施設をして、後になつて内務省から御咎めを受け、一進も二進も出来ないやうな状態に陥つてゐるものが尠くない。

地方廳の連中は、既に工事を施行したのであるから暫く勘辨して呉れと言ふやうな陳情を受けて、遂に泣癡入りをしてゐるものがあるので、今度内務省は鐵道と道路の平面交叉を許さうとする場合は、内務大臣の指揮を受けと言ふ通牒を出した、交通事故の防止を圖る上からと、道路の交通能率を擧ぐる點からしても、當然過ぎる程當然な通牒だ、尙一步を進めて既存の平面交叉を廢止改造する命令を出して貰ひ度いものだ(た)